

2020年度 富良野通運(株) 交通労働災害防止計画書

富良野通運(株) 本社営業所

【輸送の安全に関する年間目標・重点項目】					【目標を達成する為の計画】						
◎年間目標『事故撲滅!(2017年度比74%減)』人身事故0件・物損事故1件以下。 ◎重点項目『アルコール検出撲滅』『指差し呼称の完全実施』『かもしれない作業の実施』					◎年間計画『安全運転優良ドライバー報奨制度』 ◎重点項目『交通事故、労働災害事故の撲滅』『コンプライアンスの遵守』						
月別重点実施事項		実施方法	予定日	実施日	担当者(営業所)	月別重点実施事項		実施方法	予定日	実施日	担当者(営業所)
4月	2019年度安全優良ドライバー表彰	社内研修会	富・上1		社長	7月	夏の交通安全運動(7/13～7/22)	社内報	上旬		社長
	2020年度安全指針説明		札幌2		安全管理者		⑥『危険物を運搬する場合に留意すべき事項(ローリー乗務員)』	社内教育	上旬		本社・上富良野
	◎『非常用信号用具・消火器の使用法』		平取4				燃料配送担当者研修会	ホクレン運輸	中旬		本社・上富良野
	春の全国交通安全運動(4/6～4/15)	社内報	上旬		社長		燃料配送担当者研修会	ホクレン運輸	中旬		びらとり
5月	⑪『健康管理の重要性』	健康診断	中旬		健康管理担当者	安全衛生会議	社内会議	30		安全管理者	
	安全衛生会議	社内会議	24		安全管理者	安全衛生会議	社内会議	28		安全管理者	
	運転者研修会(旭ト協)	社外研修			安全管理者	安全衛生会議	社内会議	25		安全管理者	
	整備点検研修会	部外講師			本社・上富良野	安全衛生会議	社内会議	30		各担当管理者	
6月	整備点検研修会	部外講師			札幌	9月	秋の交通安全運動(9/21～9/30)	社内報	上旬		社長
	安全衛生会議	社内会議	29		安全管理者	安全衛生会議	社内会議	25		安全管理者	
	安全研修会					10月	安全衛生会議	社内会議	30		各担当管理者
	①『トラックを運転する場合の心構え』	社外講師	9		本社 上富良野	11月	冬の交通安全運動(11/13～11/22)	社内報	上旬		社長
③『トラックの構造上の特性』	10			札幌	②『トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項』	19	社外講師	20	本社 上富良野		
④『貨物の正しい積載方法』			⑥『危険物を運搬する場合に留意すべき基本事項』(札幌営業所)								
⑤『過積載の危険性』	⑩『交通事故に関わる運転者の整理的及び心理的要因及び』										
⑧『危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法』	⑫『運転支援装置を備えるトラックの適正運転方法』	適性診断			安全管理者	安全衛生会議	社内会議	27		各担当管理者	
7月	⑨『運転者の運転適性に応じた安全運転』▲運転者適性診断受診	社外研修	上旬		安全管理者	12月	年末年始の安全輸送と安全点検	社内報	下旬		社長
	苫小牧ドライビングアカデミー研修参加	部外講師			本社・上富良野	冬道走行の注意喚起	社内会議	25		各担当管理者	
	メンタルヘルス講習会	部外講師			札幌	安全衛生会議	社内会議	29		各担当管理者	
	メンタルヘルス講習会	部外講師			札幌	安全衛生会議	社内会議	29		各担当管理者	
	安全衛生会議	社内会議	26		安全管理者	1月	安全衛生会議	社内会議	29		各担当管理者
	セーフティ参加(7/1～10/31)	安全協会			安全管理者	2月	安全研修会	18	社外講師	19	本社 上富良野
	①『トラックを運転する場合の心構え』	社外講師	9		びらとり		⑦『適切な運行経路及び当該経路における道路及び交通状況』				
	②『トラックの運行の安全を確保する』						⑩『交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及び』				
	③『トラックの構造上の特性』						⑫『運転支援装置を備えるトラックの適正運転方法』	安全衛生会議	社内会議	26	
	④『貨物の正しい積載方法』					安全衛生会議	社内会議	26		各担当管理者	
	⑤『過積載の危険性』					3月	安全衛生会議	社内会議	26		各担当管理者
	⑥『危険物を運搬する場合に留意すべき事項(ローリー乗務員)』										
⑦『適切な運行経路及び当該経路における道路及び交通状況』											
⑧『危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法』											
⑩『交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及び』											
⑫『運転支援装置を備えるトラックの適正運転方法』											

※ 初任運転者研修及び初任運転者に対する特別指導に関しては、随時当社にて行う事とする
 赤字の項目は、『貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転に対して行う指導及び監督指針』の内容に従い実施し、その他の実施結果は『教育指導記録書』等に記録、保存する。
 新任運転者に対しては、指針の『初任運転者に対する特別な指導』に従い実施、記録する。
 ▲は特定の社員が対象